

春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(地域手当) 第4条 2 管理者の地域手当の額は、給料の月額に <u>100分の16</u> を乗じて得た額とする。	(地域手当) 第4条 2 管理者の地域手当の額は、給料の月額に <u>100分の15</u> を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における地域手当に関する特例)
- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における改正後の条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の16」とあるのは、「100分の15.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。